

千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 のご案内(令和6年度)

次世代自動車 版

千葉市では、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靭化を図るため、次世代自動車およびV2H 充放電設備を導入する市民の方（法人を除く）に、補助金を交付します。

申請される方は、千葉市補助金等交付規則及び千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱をご確認ください。なお、本補助金は**事後申請**となりますのでご注意ください。

補助対象設備

設備名		受付期間
次世代 自動車	電気自動車（EV）	<申請受付期間> 令和6年5月1日（水）～ 予算上限に達するまで （なお、予算上限に達しない場合は 令和7年1月31日（金）まで）
	プラグインハイブリッド自動車（PHV）	
	燃料電池自動車（FCV）	
V2H 充放電設備		（受付時間：9:00～17:00） （土・日・祝日、年末年始を除く）

次の設備も、千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の対象です。
それぞれ別のパンフレットを用意していますので、ご覧ください。

〔太陽光発電システム、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、
窓の断熱改修

→「住宅用設備 版」をご覧ください。

集合住宅向け電気自動車充電設備、住民の合意形成のための資料作成

→「集合住宅 版」をご覧ください。

令和5年度からの主な変更点

◆電気自動車

- ・新たに「軽自動車」の区分を創設しました。

◆プラグインハイブリッド自動車

- ・燃料の種類に「軽油・電気」を追加しました。

◆V2H 充放電設備

- ・提出書類に、国その他の団体からの補助金充当額を証する書類を追加しました。

！！注意点！！

- ・各提出書類の氏名欄には、申請者の自署または記名押印が必要です。なお、書類を訂正する場合は「各書類の記入及び提出時における注意点」を参照し、適切に訂正をお願いします。
- ・交付申請書兼実績報告書の審査を開始する日は、千葉市に書類を提出した日ではなく、**提出書類に不備・不足等がないことを市が確認した日付**になりますので、余裕をもって書類を提出してください（交付決定兼額確定通知書は、交付申請書類を市が受けた後、約8週間で発送します）。
- ・交付申請書兼実績報告書一式は、**原則、引渡し完了日から2か月以内**にご提出ください。
- ・リースにより設備を導入した場合は、リース会社との連名申請となり提出書類が異なりますのでご注意ください。

<受付方法>

受付は**先着順**で行います。**最新の募集状況は、市のホームページをご覧ください。**

【URL】

https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/datsutanso/ev_hojo.html

〈補助金事業の概要〉

1 補助金の額

設備名（※1）	補助金の額（※2）
電気自動車（EV）	5万円（併設設備なし）※軽自動車の場合は3万円 10万円（太陽光発電設備併設あり）※3 15万円（太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設あり）※3
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	5万円（併設設備なし） 10万円（太陽光発電設備併設あり）※3 15万円（太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設あり）※3
燃料電池自動車（FCV）	30万円
V2H充放電設備	補助対象経費（設備本体の購入費）の1/10 （千円未満切捨て）（上限25万円）

※1 複数の設備について補助金の申請をすることが可能です。また、「住宅用設備 版」に記載されている設備（太陽光発電システム、ZEH、エネファーム、蓄電池、窓の断熱改修）についても同時申請することが可能です。

例：太陽光発電システムとEV およびV2H充放電設備を申請する。

※2 経費（税抜）から国等の補助金相当額を引いた金額がこの欄に記載の金額より少ない場合は、その額が補助金額の上限となります。

※3 太陽光発電設備で発電した電気をEVまたはPHVに充電できることが必要です。

2 申請要件

補助金を受けようとする方は、申請する設備に応じて次の要件を全て満たしている必要があります。

（1）全設備共通

ア 申請者が設備の導入費用を負担して設備を所有すること（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む）による購入およびリースによる導入を含む）。

※「領収書」の宛名に申請者が含まれていることが必要です。

イ 設備を導入した住宅に、申請者が居住していること。

※居住とは、本市の住民基本台帳に記録されていることであり、住民情報照会又は住民票により確認します。

ウ 市に納付すべき税（延滞金を含む）の滞納がないこと。

※市の納税状況照会により確認します（申請書において同意が必要です。）。

エ 当該住宅において、過去に同一の「設備名」に係る市の補助金の交付を受けていないこと。

※V2H充放電設備について、補助金の交付を受けた者と別の世帯を構成する者が設備を設置する場合は補助金の対象です。

※次世代自動車については、補助金の交付を受けた者と別の世帯を構成する者が設備を設置する場合のほか、同一世帯内であっても申請者が異なる場合は補助金の対象です。

オ 各設備が5ページに記載の「適合すべき設備の仕様」に適合していること。

カ 設備が未使用品であること。

キ リースにより導入する場合は、設備を導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、

リース事業者は、当該設備を導入する者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること（リース契約は、リース期間が財産処分制限期間以上であるか、リース期間終了後、設備を導入した者が設備を購入する契約となっていること）。

(2) 電気自動車 (EV)・プラグインハイブリッド自動車 (PHV)

- ア 太陽光発電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、申請日までに、太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に充電できること。
- イ さらにV2H 充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、申請日までにV2H 充放電設備が設置されていること。
- ウ 自動車検査証の初度登録年月及び交付年月日が次の期間の間であること。
 - ・併設設備がない場合
初度登録年月：令和6年1月～令和7年1月
交付年月日：令和6年1月16日～令和7年1月15日
 - ・併設設備がある場合
初度登録年月：令和6年4月～令和7年1月
交付年月日：令和6年4月1日～令和7年1月15日

(3) 燃料電池自動車 (FCV)

自動車検査証の初度登録年月が令和6年1月から令和7年1月まで、交付年月日が令和6年1月16日から令和7年1月15日までの間であること。

(4) V2H 充放電設備

- ア 第三者が所有している住宅の場合は、すべての所有者から同意を得ていること。
※申請書に申請者以外の全所有者の自署が必要です。
- イ 申請日までに、住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車 (EV) またはプラグインハイブリッド自動車 (PHV) が導入されていること。
- ウ 設備の設置工事の開始日及び完了日が令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間であること（新築・建売住宅の場合は、同期間の間に引渡しを受けること）。
- エ 共同住宅（賃貸住宅を除く）の場合は、設備を自らの専有部分の用に供し、かつ、設備の設置箇所の使用について当該共同住宅の管理組合の総会の議決又は全ての区分所有者の同意を得ること。

適合すべき設備の仕様

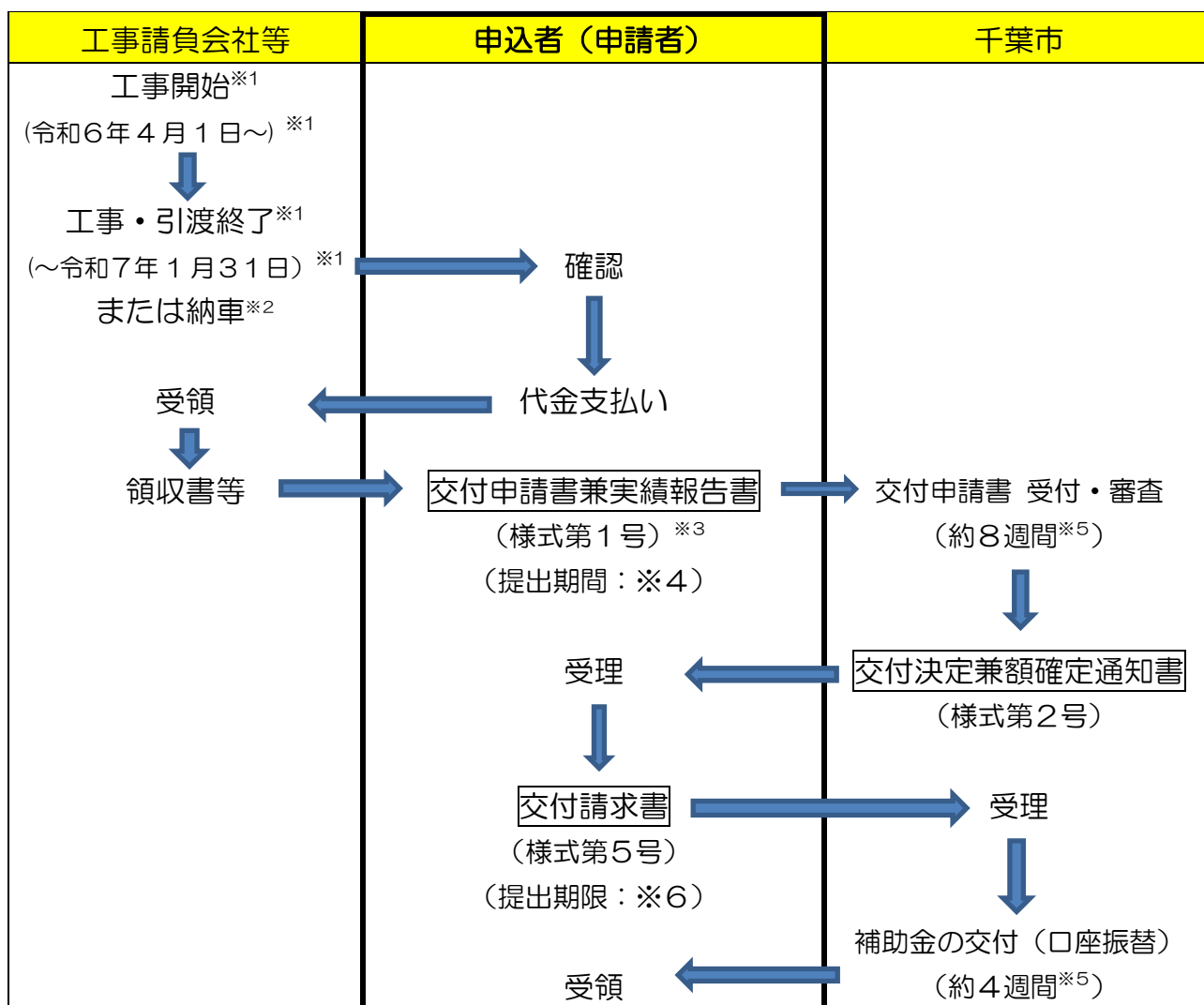
設備名	設備の仕様
電気自動車	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、原則として自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>（1）補助事業を実施する者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>（2）自動車検査証の使用の本拠の位置が、当該電気自動車を導入する住宅の住所であること。</p> <p>（3）自動車検査証の初度登録年月及び交付年月日が、次のア及びイに掲げる場合に應じ、それぞれ当該ア及びイに掲げる年月日であること。</p> <p>ア 住宅用太陽光発電設備を併設する場合又は住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合 初度登録年月が補助金の交付の申請をする年度の4月から1月までの月、かつ、交付年月日が当該年度の4月1日から1月15日までの日</p> <p>イ ア以外の場合の補助を受けようとする場合 初度登録年月が補助金の交付の申請をする年度の前年度の1月から当該申請をする年度の1月までの月、かつ、交付年月日が当該申請をする年度の前年度の1月16日から当該申請をする年度の1月15日までの日</p> <p>（4）自動車検査証の使用が補助事業を実施する者であること。</p> <p>（5）国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
プラグインハイブリッド自動車	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」「軽油・電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、原則として自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>（1）補助事業を実施する者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>（2）自動車検査証の使用の本拠の位置が、当該プラグインハイブリッド自動車を導入する住宅の住所であること。</p> <p>（3）自動車検査証の初度登録年月及び交付年月日が、次のア及びイに掲げる場合に應じ、それぞれ当該ア及びイに掲げる年月日であること。</p> <p>ア 住宅用太陽光発電設備を併設する場合又は住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合 初度登録年月が補助金の交付の申請をする年度の4月から1月までの月、かつ、交付年月日が当該年度の4月1日から1月15日までの日</p> <p>イ ア以外の場合の補助を受けようとする場合 初度登録年月が補助金の交付の申請をする年度の前年度の1月から当該申請をする年度の1月までの月、かつ、交付年月日が当該申請をする年度の前年度の1月16日から当該申請をする年度の1月15日までの日</p> <p>（4）自動車検査証の使用が補助事業を実施する者であること。</p> <p>（5）国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>

燃料電池自動車	<p>搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 補助事業を実施する者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、当該燃料電池自動車を導入する住宅の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の初度登録年月が第6条の規定により交付の申請をする年度の前年度の1月から当該申請をする年度の1月までの月であり、かつ、交付年月日が当該申請をする年度の前年度の1月16日から当該申請をする年度の1月15日までの日であること。</p> <p>(4) 自動車検査証の使用が補助事業を実施する者であること。</p> <p>(5) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている燃料電池自動車であること。</p>
V2H充放電設備	<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>

補助対象経費

設備名	補助対象経費
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
燃料電池自動車	燃料電池自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

3 補助金交付の流れ



※1 V2H 充電設備の場合

※2 自動車検査証の初度登録年月及び交付年月日が次の期間の間であることが必要です。

- ・EV・PHV（併設設備がない場合）およびFCV
 初度登録年月：令和6年1月～令和7年1月
 交付年月日：令和6年1月16日～令和7年1月15日
- ・EV・PHV（併設設備がある場合）
 初度登録年月：令和6年4月～令和7年1月
 交付年月日：令和6年4月1日～令和7年1月15日

※3 リースによる設備の導入の場合は様式第1号の2

※4 交付申請書兼実績報告書の提出期間

令和6年5月1日（水）～予算上限に達するまで（なお、予算上限に達しない場合は令和7年1月31日（金）まで）〈受付時間：9:00～17:00〉（土・日・祝日・年末年始を除く。）

※5 受付・審査・交付に要する期間は目安です。申請が集中する時期は、上記の目安に加えて1～2週間かかることがあります。書類に不備や不足がある場合は、さらに日数がかかります。

※6 請求書の提出期限

交付決定兼額確定通知書に同封の書類をご確認ください（おおよそ、通知書の送付日から2週間後を目安としています）。なお、最終的な提出期限は令和7年3月10日（月）です。

4 補助金の交付申請

(1) 申請期間

令和6年5月1日(水)～予算上限に達するまで(なお、予算上限に達しない場合は令和7年1月31日(金)まで) <受付時間：9:00～17:00> (土・日・祝日、年末年始を除く)

原則、設備の引渡し後、**2か月以内**に申請してください。

先着順で受付します。ただし、同日の受付で募集予算額を超えた場合は、抽選により補助対象者を決定します。

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子申請(上記期日までに必着)

※電子申請にあたっては、公的個人認証による電子署名が必要です。

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課(企画班)

(4) 書類提出後の流れ

交付申請書類を受理した後、約8週間で市から「千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)」を発送します。その後、交付請求書を提出していただきます。

なお、交付申請書類受付後に、市の職員が現地調査を行う場合があります。その際、申請者へ事前にお知らせせず、敷地外から建物等の確認・写真撮影を行う場合がありますので、ご了承下さい。

※敷地内へ立入が必要な場合は、事前にご連絡した上で伺います。

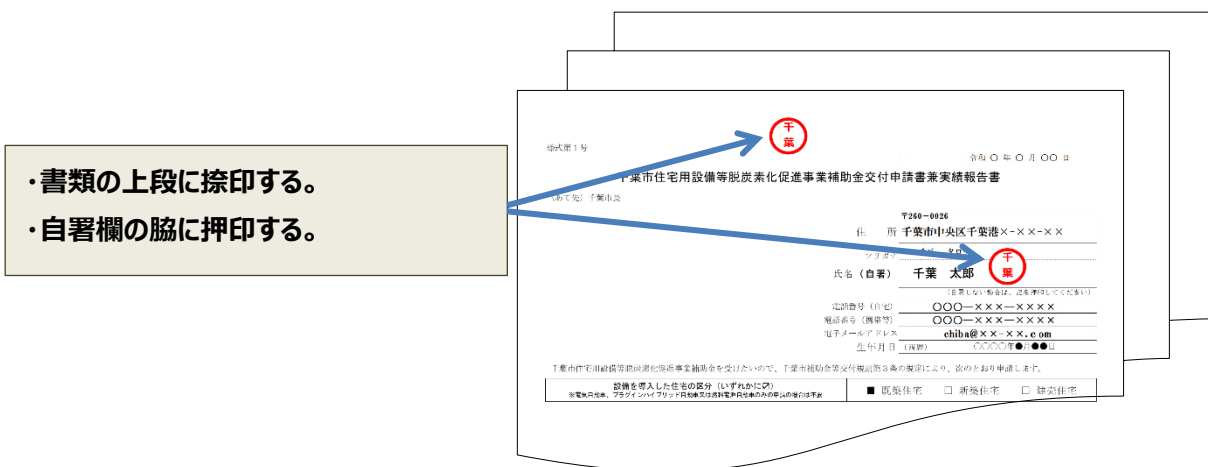
交付決定兼額確定通知書を受け取った後は速やかに**5 補助金の交付請求**の手続きをお願いします。

《注意》 交付申請前に必ずご確認ください

申請書類に不足がある場合、原則、書類を受理することができません。次頁以降の「(5) 提出書類」を熟読のうえ、必要な書類を揃えた上で提出してください。

また、近年、申請書類の不備や誤記により、補助金の交付決定まで時間を要するケースが増えています。申請書類に誤りがないか、提出前に再度ご確認ください。

なお、自署する書類(※)について、以下の対応を行うことにより書類の訂正対応がスムーズになりますので、利用をご検討ください。



※自署する書類

① 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

※上記対応を行った場合でも、補助金交付申請額に係る訂正はできませんので、当該欄で不備や誤記があった場合は改めて書類を提出する必要があります。

(5) 提出書類

ア 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車

No.	提出書類	購入	リース
1	千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号) ※リースの場合は様式第1号の2 および別紙	○	○
2	住民票の写し ※様式第1号で市が住民情報を確認することに同意している場合は省略可	○	○
3	リース事業者の登記事項証明書(原本) (履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書) ※発行から3か月以内		○
4	契約書、注文書等の当該自動車の購入に係る契約が確認できる書類(コピー) ※契約書や注文書の中に契約者・発注者名や契約金額の内訳等が記載されているものをご提出ください。記載されていない場合は、その内訳を明らかにする書類を添付してください。 ※リースの場合はリース契約書(コピー)	○	○
5	設備の導入費用に係る領収書(コピー) ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※但し書きに補助対象自動車に係る領収書と確認できる旨を記載してください。 ※リースの場合はリース事業者が購入する自動車の購入費を確認できるもの。	○	○
6	自動車納車後の写真 ※任意様式の写真台帳を使用いただくと便利です。(以下同様) ※保管場所(車庫・駐車場等)にて撮影してください。 ※ナンバープレートが写るように、車の全体を撮影してください。 ※写真の撮影方法の詳細は、「書類作成時の注意事項」をご確認ください。	○	○
7	自動車検査証のコピー(自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証および自動車検査証記録事項の写し) ※電気自動車(EV)の「併設設備なし」、プラグインハイブリッド自動車(PHV)の「併設設備なし」および燃料電池自動車(FCV)については、自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項の写しのみでも可。 ※原則として用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものであり、使用の本拠の位置が申請者の住所であることが必要です。 ※併設設備がない場合は、初度登録年月が令和6年1月から令和7年1月まで、交付年月日が令和6年1月16日から令和7年1月15日までのもの。併設設備がある場合は初度登録年月が令和6年4月から令和7年1月まで、交付年月日が令和6年4月1日から令和7年1月15日までのもの。	○	○

太陽光発電設備を併設している場合 ※発電した電気をEVまたはPHVに充電できること			
8	①太陽光発電設備を併設していることを確認することができる以下のいずれかの書類 ※申請者の住所等が確認できるものをご用意ください。 ・現在契約中の売電明細（発電元太陽光、住所の記載がある）のコピー又は電力受給契約変更申込書（東京電力の受付印があるもの）のコピー ・接続契約のご案内（コピー） ・保証書（モジュール及びパワーコンディショナー）のコピー（対象設備型式の記載がないものは不可。） ・特定契約を締結したことが分かる書類 ・太陽電池モジュールが写っている住宅全景及び屋根面の写真	○	○
	②充電できることが確認できる以下のいずれかの書類 ・充電設備の保証書のコピー（申請者の住所が確認できるもの） ・充電設備の設置状況が確認できる写真	○	○
さらにV2H充放電設備を併設している場合			
9	V2H充放電設備を設置していることが確認できる以下のいずれかの書類 ・V2H充放電設備の保証書のコピー（申請者の住所が確認できるもの） ・V2H充放電設備の設置状況の写真（設置状況及び銘板）	○	○
10	その他市長が必要と認める書類（手続代行届等）	○	○

イ V2H充放電設備

No.	提出書類	購入	リース
1	千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号) ※リースの場合は様式第1号の2および別紙	○	○
2	住民票の写し ※様式第1号で市が住民情報を確認することに同意している場合は省略可	○	○
3	リース事業者の登記事項証明書(原本) (履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書) ※発行から3か月以内		○
4	設備の導入費用が記載された工事請負契約書(コピー) (新築住宅の場合は建物の工事契約書のコピー、建売住宅の場合は建物の売買契約書のコピー) ※設備の導入が分かる部分の写しも添付してください。 ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※申請者及び施工業者双方の押印があるもので、収入印紙が貼付され消印があるもの(収入印紙の貼付が不要な書類を除く)。 ※申請者氏名が記載されていること。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※「見積書」及び「ローン契約書」は受け付けられません。 ※契約内容を変更した場合は、変更契約書も添付してください。 ※注文書及び注文承り書による契約の場合は、どちらの提出も必須です。 ※リースの場合はリース契約書(コピー)	○	○
5	設備の導入費用に係る領収書(コピー) ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※但し書きに「但しV2H充放電設備代として」又は「V2H充放電設備代を含む」等の補助対象設備に係る領収書と確認できる旨を記載してください。 ※リースの場合はリース事業者が購入する設備の購入費を確認できるもの。	○	○
6	設備導入費用に係る領収内訳書(原本) (HPから書式をダウンロードして作成してください) ※費用等の内訳を記載したものをご用意ください(領収書に記載の金額と齟齬がないことをご確認ください)。 ※原則として領収書の発行元の所在・名称・印鑑と同一でないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。	○	○
7	導入設備概要書(HPに掲載している書式をダウンロードして作成してください)	○	○
8	設備の仕様が確認できる書類(コピー) (カタログ、製品ホームページ、取扱説明書など)	○	○
9	設備設置後の写真(設置状況及び銘板) ※任意様式の写真台帳を使用いただくと便利です。 ※足場がとれており、作業員や工具等が写っていないことで、設置工事の完了を確認します。 ※撮影写真から補助対象機器の銘板の記載内容が確認できないケースが多くなっています。必ず記載内容が確認できる書類を添付してください。 ※写真の撮影方法の詳細は、「書類作成時の注意事項」をご確認ください。	○	○

10	<p>住宅用太陽光発電設備が設置されていることを証明する以下のいずれかの書類</p> <p>※申請者の住所等が確認できるものをご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在契約中の売電明細（発電元太陽光、住所の記載がある）のコピー又は電力受給契約変更申込書（東京電力の受付印があるもの）のコピー ・接続契約のご案内（コピー） ・保証書（モジュール及びパワーコンディショナー）のコピー（対象設備型式の記載がないものは不可。） ・特定契約を締結したことが分かる書類 ・太陽電池モジュールが写っている住宅全景及び屋根面の写真 	○	○
11	<p>電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車の自動車検査証の写し（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証および自動車検査証記録事項の写し）</p> <p>※用途が原則として「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものであり、使用の本拠の位置が、V2H充放電設備を設置する住宅の住所と同一であるもの。</p>	○	○
12	<p>補助対象設備が未使用品であることを確認できる以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証書のコピー（補助対象設備が確認できるもの） ※保証開始日、販売店名、機器の型式、購入者氏名、住所が確認できるもの。 ・出荷証明書のコピー（納品書も可。補助対象設備が記載されているもの） ※出荷日や記載されていないものや宛先が申請者でないものは不可。 	○	○
13	<p>国補助を受けている場合は以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国その他の団体からの補助金充当額を証する書類 	○	○
14	<p>その他市長が必要と認める書類（手続代行届等）</p>	○	○

5 補助金の交付請求

(1) 申請期限

交付決定兼額確定通知書に同封の書類をご確認ください。
(おおよそ、通知書の送付日から2週間後を目安としています)

※請求書の最終提出期限は令和7年3月10日(月)です。最終提出期限を超えた場合は補助金の交付ができなくなりますので、ご注意ください。

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課(企画班)

(4) 書類提出後の流れ

交付請求書類を受理後、約4週間(さらに期間を要する場合があります)で市から口座振替にて補助金の交付を行います。なお、振込完了通知は行っておりません。

(5) 提出書類

1	千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(様式第5号)
2	振込依頼書

6 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、以下の処分制限期間に処分（※）する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供する等のことを指します。

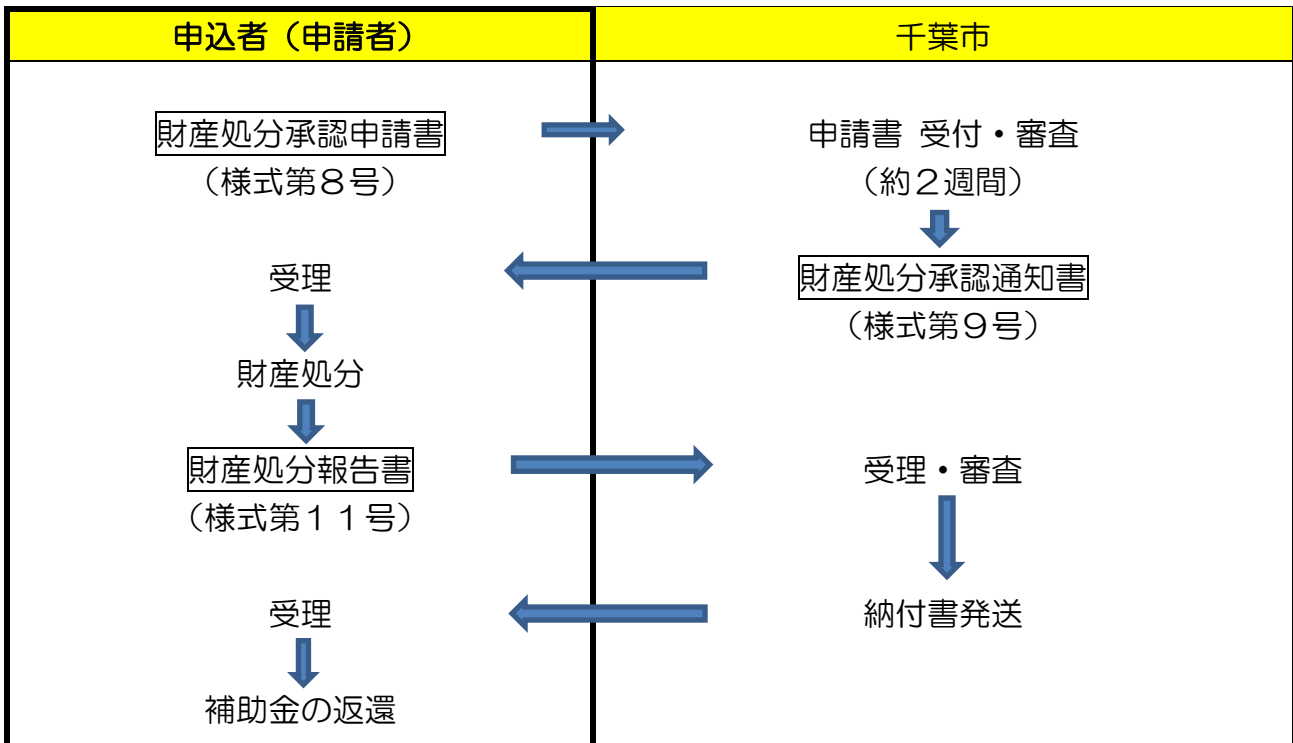
対象	処分制限期間
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
燃料電池自動車	4年
V2H 充放電設備	5年

処分制限期間にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前相談の上、「千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第8号）」を提出してください。

また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要がありますので、ご注意ください。

なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、金額の全部又は一部を免除することもあります。

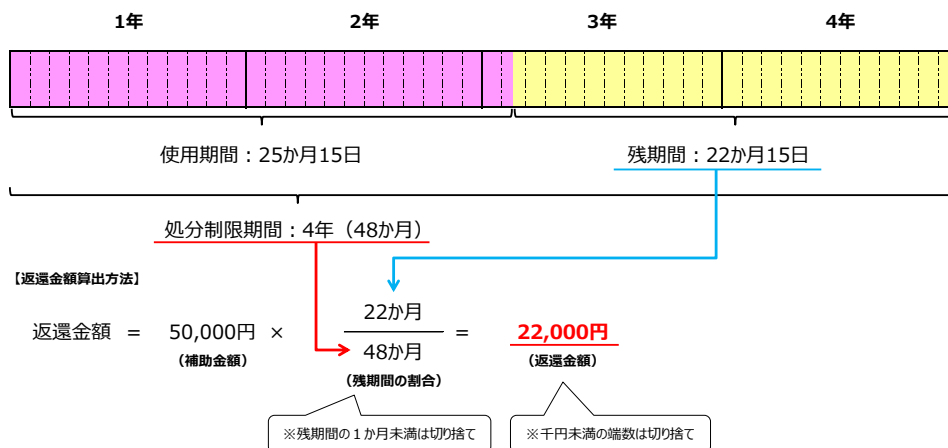
財産処分の流れ



■ 返還金額について

- ・返還金額は、補助対象設備の処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額（千円未満切り捨て）となります。
- ・財産処分制限期間の算定起算日は、車検証の登録日となります。（V2Hの場合は工事完了日または住宅の引き渡し日）

【返還金額算出例】 25か月15日使用した後に、処分しようとする場合



7 注意事項

- (1) 各提出書類の氏名欄には、申請者の自署または記名押印が必要です。なお書類を訂正する場合は、「各書類の記入例」及び「書類作成時の注意事項」をご確認の上、処理をお願いします。また、鉛筆、シャープペンシル、「消せるボールペン」での各書類の記入は認められませんので、ご注意ください。
- (2) 各提出書類の押印は、全て同一の印を使用してください。
- (3) 申請者は本制度についてご理解いただき、各種手続は原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続代行届を提出することにより、手続を工事請負業者等に依頼することができます。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定兼額確定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。なお、確認事項の内容によっては、手続代行者にではなく、申請者本人に市から直接連絡をとる場合がありますので、ご理解ください。
- (4) (3) の手続代行者に申請書等作成を依頼し、かつ、その作成費用を支払う場合、手続代行者は行政書士または行政書士法人に限定されますのでご注意ください。
- (5) リースにより設備を導入した場合、連名での申請となり、交付決定兼額確定通知書等、市が申請者あてに発行する文書はリース事業者に送付しますので、連絡調整を緊密に行ってください。
- (6) 各提出書類には、提出期限が定められています。提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不足や不備により書類が受け付けられないことによる損害等について、市は一切の責任を負いかねます。
- (7) 本パンフレットと併せて、「各書類の記入例」及び「書類作成時の注意事項」を必ずご確認ください。
- (8) 市は郵送事故等による書類の不受理の責任を負いません。
- (9) その他書類の記入にあたってご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

【書類の提出・お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市 環境局 環境保全部 脱炭素推進課（企画班）

（受付：平日 9:00 ~ 17:00）

電話 043-245-5185

E-mail kankyohozen-hojokin@city.chiba.lg.jp

千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

(あて先) 千葉市長

〒	—
住所	_____
フリガナ	_____
氏名(自署)	_____
	(自署しない場合は、記名押印してください)
電話番号(自宅)	— —
電話番号(携帯等)	— —
電子メールアドレス	@ _____
生年月日(西暦)	年 月 日

千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

設備を導入した住宅の区分(いずれかに☑)		☐ 既築住宅		☐ 新築住宅		☐ 建売住宅	
補助対象設備(該当するものに☑)	☐ 太陽光発電システム(既築住宅に限る)	最大出力値	太陽電池モジュール	キロワット(小数第3位を四捨五入)			
			パワーコンディショナー(モジュールが10キロワット未満である場合は記入不要)	キロワット(小数第3位を四捨五入)			
		算定に係る出力値(最大4.00)		キロワット			
		居住する住宅に併設した設備(該当するものに☑) (いずれかのチェックが必須)		☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム			
		※併設設備も申請する場合は、該当設備欄にも記入		☐ V2H充放電設備			
	千葉県の共同購入支援事業との関係に関する確認事項 (☑が必須)		☐ 私が申請する設備は、千葉県が実施する太陽光発電設備の共同購入支援事業により購入するものではありません。				
	補助金交付申請額 <上限>「算定に係る出力値×15,000円(千円未満切捨て)」 又は「60,000円」のうち小さい額				円		
	☐ ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)		補助金交付申請額 <上限>100,000円		円		
	【区分】 ☐ ZEH ☐ ZEH+ (次世代ZEH+含む)						
	☐ 家庭用燃料電池システム(エネファーム)		補助金交付申請額 <上限>100,000円		円		
☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム		補助金交付申請額 <上限>70,000円		円			
☐ 窓の断熱改修(既築住宅に限る)	国等補助金充当額 ^{※1}	円	補助金交付申請額 <上限>「補助対象経費×1/4(千円未満切捨て)」 又は「80,000円」のうち小さい額			円	
	補助対象経費(税抜) ^{※2}	円					
※1 国等からの補助金を充当する(予定)の場合、その補助金額を記入(ない場合は記入不要)							
※2 補助事業に係る経費(税抜)から国等補助金充当額を差し引いた額							
☐ 電気自動車(普通・小型)	居住する住宅に併設した設備(該当するものに☑)		☐ 太陽光発電設備(発電した電気を左記自動車に充電できるもの)				
	※ない場合はチェック不要 ※V2H充放電設備のみのチェック不可 ※併設設備も申請する場合は、該当設備欄にも記入		☐ V2H充放電設備				
☐ 電気自動車(軽)							
☐ プラグインハイブリッド自動車(普通・小型)							
☐ プラグインハイブリッド自動車(軽)	補助金交付申請額 <上限>「普通・小型自動車」50,000円、「軽自動車」30,000円 (太陽光発電設備併設時:100,000円、さらにV2H充放電設備も併設時:150,000円)				円		
☐ 燃料電池自動車	補助金交付申請額 <上限>300,000円		円				
☐ V2H充放電設備	国等補助金充当額 ^{※1}	円	補助金交付申請額 <上限>「補助対象経費×1/10(千円未満切捨て)」 又は「250,000円」のうち小さい額			円	
	補助対象経費(税抜) ^{※2}	円					
※1 国等からの補助金を充当する(予定)の場合、その補助金額を記入(ない場合は記入不要)							
※2 補助事業に係る経費(税抜)から国等補助金充当額を差し引いた額							
補助金交付申請額(合計)					円		

申請者等同意欄

市税納付状況確認同意欄 (☑が必須)	☐ 私は、自らの市税の納付状況について市が確認することに同意します。
住民情報確認同意欄 (☑が必須) ※住民票の写し(原本)を添付する場合は不要	☐ 私は、自らの住民情報について市が確認することに同意します。
申請者以外の住宅所有者同意欄 (申請者以外の住宅所有者全員の署名が必須)	私は、私の所有する住宅に申請者が千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付の対象となる設備を導入することについて、同意しています。 (自署)
※ない場合は記入不要 ※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車 ※燃料電池自動車以外の申請の場合は記入不要	

※書類を訂正する場合は、「申請書類の訂正方法」をご確認のうえ適切におこなってください。

様式第1号

千葉

令和〇年〇月〇日

記入例

千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

(あて先) 千葉市長

〒260-0026

住所 千葉市中央区千葉港×-××-××

フリガナ チバ タロウ

氏名(自署) 千葉 太郎

(自署しない場合は、記名押印してください)

電話番号(自宅) 〇〇〇-×××-××××

電話番号(携帯等) 〇〇〇-×××-××××

電子メールアドレス chiba@××-××.com

生年月日(西暦) 〇〇〇〇年〇月〇日

「申請日」は、提出日または郵送日を記入ください。

自署の脇と書類の上段の余白に押印することにより、書類の訂正対応がスムーズになりますので、ご検討ください。

自署または記名押印してください。

千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

設備を導入した住宅の区分(いずれかに☑)		■ 既築住宅 □ 新築住宅 □ 建売住宅		
■ 太陽光発電システム (既築住宅に限る)	最大出力値	太陽電池モジュール 3.21 キロワット(小数第3位を四捨五入)	3.21 キロワット(小数第3位を四捨五入)	
	算定に係る出力値(最大4.00)	3.21 キロワット		
	居住する住宅に併設した設備(該当するものに☑) (いずれかのチェックが必須) ※併設設備も申請する場合は、該当設備欄にも記入	■ 定置用リチウムイオン蓄電システム □ V2H充放電設備		
	千葉県共同購入支援事業との関係に関する確認事項 (☑が必須)	■ 私が申請する設備は、千葉県が実施する太陽光発電設備の共同購入支援事業により購入するものではありません。		
補助金交付申請額 <上限>「算定に係る出力値×15,000円(千円未満切り捨て)」 又は「160,000円」のうち小さい額		48,000	円	
□ ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)	補助金交付申請額 <上限>100,000円		円	
□ 家庭用燃料電池システム(エネファーム)	補助金交付申請額 <上限>100,000円		円	
□ 定置用リチウムイオン蓄電システム	補助金交付申請額 <上限>70,000円		円	
■ 窓の断熱改修 (既築住宅に限る)	国等補助金充当額 ^{※1}	500,000	円	
	補助対象経費(税抜) ^{※2}	315,000	円	
補助金交付申請額		78,000	円	
※1 国等からの補助金を充当する(予定)の場合、その補助金額を記入(ない場合は記入不要) ※2 補助事業に係る経費(税抜)から国等補助金充当額を差し引いた額				
□ 電気自動車(普通・小型) □ 電気自動車(軽) □ プラグインハイブリッド自動車(普通・小型) ■ プラグインハイブリッド自動車(軽)	居住する住宅に併設した設備(該当するものに☑) ※ない場合はチェック不要 ※V2H充放電設備のみのチェック不可 ※併設設備も申請する場合は、該当設備欄にも記入	■ 太陽光発電設備(発電した電気を左記自動車に充電できるもの) ■ V2H充放電設備		
	補助金交付申請額 <上限>「普通・小型自動車」50,000円、「軽自動車」30,000円 (太陽光発電設備併設時:100,000円、さらにV2H充放電設備も併設時:150,000円)	150,000	円	
□ 燃料電池自動車	補助金交付申請額 <上限>300,000円		円	
□ V2H充放電設備	国等補助金充当額 ^{※1}		円	
	補助対象経費(税抜) ^{※2}		円	
補助金交付申請額			円	
※1 国等からの補助金を充当する(予定)の場合、その補助金額を記入(ない場合は記入不要) ※2 補助事業に係る経費(税抜)から国等補助金充当額を差し引いた額				
補助金交付申請額(合計)		276,000	円	

3.21kW×15,000円=48,150円
千円未満切り捨て

ZEHの該当区分にチェックしてください。

315,000円×1/4=78,750円
千円未満切り捨て
78,000円

該当区分にチェックしてください。

補助金交付申請額に係る金額の訂正はできませんので、書き損じた場合は新しい用紙に書き直してください。

同意欄にチェックを入れてください。

申請者等同意欄	
市税納付状況確認同意欄 (☑が必須)	私は、自らの市税の納付状況について市が確認することに同意します。
住民情報確認同意欄 (☑が必須) ※住民票の写し(原本)を添付する場合は不要	私は、自らの住民情報について市が確認することに同意します。
申請者以外の住宅所有者同意欄 (申請者以外の住宅所有者全員の署名が必須) ※ない場合は記入不要 ※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車のみ申請の場合は記入不要	私は、私の所有する住宅に申請者が千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付の対象となる設備を導入することについて、同意しています。 (自署) 千葉 花子

千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（共同申請用）

(あて先) 千葉市長

リース事業者

リース先（市民）

住所

フリガナ

氏名

(法人にあっては名称
及び代表者氏名)

印

(自署)

(自署しない場合は、記名押印してください)

電話番号（自社/自宅）

電話番号（携帯等）

電子メールアドレス

生年月日

(西暦)

年

月

日

千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。
補助事業で導入する設備については、別紙（貸与料金の算定根拠明細書）のとおりであることについて間違いありません。
また、同明細書の注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

設備を導入した住宅の区分（いずれかに☑）		☐ 既築住宅 ☐ 新築住宅 ☐ 建売住宅		
補助対象設備（該当するものに☑）	☐ 太陽光発電システム （既築住宅に限る）	最大出力値	太陽電池モジュール キロワット（小数第3位を四捨五入）	
			パワーコンディショナー（モジュールが10キロワット未満である場合は記入不要） キロワット（小数第3位を四捨五入）	
		算定に係る出力値（最大4.00）		キロワット
		居住する住宅に併設した設備（該当するものに☑） （いずれかのチェックが必須） ※併設設備も申請する場合は、該当設備欄にも記入		☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム ☐ V2H充放電設備
		千葉県の共同購入支援事業との関係に関する確認事項 （☑が必須）		☐ 私が申請する設備は、千葉県が実施する太陽光発電設備の共同購入支援事業により購入するものではありません。
	補助金交付申請額 <上限>「算定に係る出力値×15,000円（千円未満切捨て）」 又は「60,000円」のうち小さい額		円	
	☐ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助金交付申請額 <上限>100,000円	円	
	☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム	補助金交付申請額 <上限>70,000円	円	
	☐ 窓の断熱改修 （既築住宅に限る）	国等補助金充当額※1	円	補助金交付申請額 <上限>「補助対象経費 ×1/4（千円未満切捨て）」 又は「80,000円」 のうち小さい額
		補助対象経費（税抜）※2	円	円
※1 国等からの補助金を充当する（予定の）場合、その補助金額を記入（ない場合は記入不要） ※2 補助事業に係る経費（税抜）から国等補助金充当額を差し引いた額				
☐ 電気自動車（普通・小型） ☐ 電気自動車（軽） ☐ プラグインハイブリッド自動車（普通・小型） ☐ プラグインハイブリッド自動車（軽）	居住する住宅に併設した設備（該当するものに☑） ※ない場合はチェック不要 ※V2H充放電設備のみのチェック不可 ※併設設備も申請する場合は、該当設備欄にも記入		☐ 太陽光発電設備（発電した電気を左記自動車に充電できるもの） ☐ V2H充放電設備	
	補助金交付申請額 <上限>「普通・小型自動車」30,000円 （太陽光発電設備併設時：100,000円、さらにV2H充放電設備も併設時：150,000円）		円	
☐ 燃料電池自動車	補助金交付申請額 <上限>300,000円	円		
☐ V2H充放電設備	国等補助金充当額※1	円	補助金交付申請額 <上限>「補助対象経費 ×1/10（千円未満切捨て）」 又は「250,000円」 のうち小さい額	
	補助対象経費（税抜）※2	円	円	
※1 国等からの補助金を充当する（予定の）場合、その補助金額を記入（ない場合は記入不要） ※2 補助事業に係る経費（税抜）から国等補助金充当額を差し引いた額				
補助金交付申請額（合計）			円	

申請者同意欄（リース事業者）

市税納付状況確認同意欄 <u>（☑が必須）</u>	☐ 私は、自らの市税の納付状況について市が確認することに同意します。
---------------------------	------------------------------------

申請者等同意欄（リース先（市民））

市税納付状況確認同意欄 <u>（☑が必須）</u>	☐ 私は、自らの市税の納付状況について市が確認することに同意します。
住民情報確認同意欄 <u>（☑が必須）</u> ※住民票の写し（原本）を添付する場合は不要	☐ 私は、自らの住民情報について市が確認することに同意します。
申請者以外の住宅所有者同意欄 <u>（申請者以外の住宅所有者全員の署名が必須）</u> ※ない場合は記入不要 ※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車 のみの申請の場合は記入不要	私は、私の所有する住宅に申請者が千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付の対象となる設備を導入することについて、同意しています。 (自署)

貸与料金の算定根拠明細書

対象設備		
リース期間 (月数)		月
補助金額	市補助金 (a)	円
	国等の補助金 (b)	円
	合計 (c) ((a) + (b))	円
リース料総額 (※)	補助金なしの場合 (d)	円
	補助金ありの場合 (e)	円
	差額 (f) ((d) - (e))	円

※前払金を含む税抜金額

(注意事項)

- ・補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後又は入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- ・補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- ・市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- ・リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

※書類を訂正する場合は、「申請書類の訂正方法」をご確認のうえ適切におこなってください。

様式第1号の2

令和〇年〇月〇〇日

千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（共同申請用）

(あて先) 千葉市長 リース事業者 リース先(市民)

〒260-0036 〒260-0036
千葉市中央区千葉港×-〇〇-×× 千葉市中央区千葉港×-××-××

フリガナ フリガナ
氏名 **カブレヤコイロ××** **チバ タロウ**
(法人にあつては名称及び代表者氏名) **株式会社〇× 代表取締役 △△** **(自署) 千葉 太郎**
(自署しない場合は、氏名を明記してください)

電話番号(自社/自宅) 〇〇〇-×××-〇〇〇〇 〇〇〇-×××-××××
電話番号(携帯等) 〇〇〇-×××-〇〇〇〇 〇〇〇-×××-××××
電子メールアドレス chiba@〇×-××.e.om chiba@××××.e.om

生年月日(西暦) 〇〇〇〇年〇月〇〇日

記入例

「申請日」は、提出日または郵送日を記入ください。

氏名の脇と書類の上段の余白に押印することにより、書類の訂正対応がスムーズになりますので、ご検討ください。

自署または記名押印してください。

千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を受けたので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。補助事業で導入する設備については、別紙(貸付料金の算定根拠明細書)のとおりに記載することによって間違いありません。また、同明細書の添付事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

設備を導入した住宅の区分(いずれかに印)		■ 既築住宅		□ 新築住宅		□ 建売住宅	
□ 太陽光発電システム (既築住宅に限る)	最大出力値	太陽電池モジュール パワコン出力値(モジュール別160W 出力未満の場合は記載不要)	モジュール(小基数3位を超過5位)	モジュール(小基数3位を超過5位)			
	算定に係る出力値(最大4.00)		モジュール	モジュール			
補助対象設備 へ該当するもの に○	居住する住宅に併設した設備(該当するものに印) (※V2H充電設備は、居住設備にも記入) ※V2H充電設備のみのチェック不可 ※併設設備も申請する場合は、該当設備にも記入	補助金交付申請額 <上限>「算定に係る出力値×15,000円(千円未満切り捨て)」 又は「50,000円」のうちの小さい値	補助金交付申請額 <上限>100,000円	補助金交付申請額 <上限>70,000円	補助金交付申請額 <上限>100,000円	補助金交付申請額 <上限>70,000円	補助金交付申請額 <上限>100,000円
	■ 窓の断熱改修 (既築住宅に限る)	同等補助金充實額 ^{※1} 500,000 円	補助金交付申請額 <上限>100,000円	補助金交付申請額 <上限>70,000円	補助金交付申請額 <上限>100,000円	補助金交付申請額 <上限>70,000円	補助金交付申請額 <上限>100,000円
	補助対象設備(税別) ^{※2} 315,000 円						
■ 電気自動車(普通・小型)	居住する住宅に併設した設備(該当するものに印) ※ない場合はチェック不要 ※V2H充電設備のみのチェック不可 ※併設設備も申請する場合は、該当設備にも記入	補助金交付申請額 <上限>「普通・小型自動車:50,000円、「軽自動車」:30,000円 (太陽光発電設備併設時:100,000円)、さらにV2H充電設備も併設時:150,000円」	補助金交付申請額 <上限>100,000円	補助金交付申請額 <上限>70,000円	補助金交付申請額 <上限>100,000円	補助金交付申請額 <上限>70,000円	補助金交付申請額 <上限>100,000円
■ 電気自動車(軽)							
■ プラグインハイブリッド自動車(軽)							
■ 燃料電池自動車							
■ V2H充電設備							
補助金交付申請額(合計)						128,000 円	

申請者同意欄(リース事業者)
市税納付状況確認同意欄 (印が必須) ■ 私は、自らの市税の納付状況について市が確認することに同意します。
申請者同意欄(リース先(市民))
市税納付状況確認同意欄 (印が必須) ■ 私は、自らの市税の納付状況について市が確認することに同意します。
住民情報確認同意欄 (印が必須) ■ 私は、自らの住民情報について市が確認することに同意します。
※住民票の写し(原本)を添付する場合は不要
申請者以外の住宅所有者同意欄 (申請者以外の住宅所有者全員の名前が必須) 私は、私の所有する住宅に申請者が千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付の対象となる設備を導入することについて、同意しています。(自署)

315,000円×1/4 = 78,750円
千円未満切り捨て

補助金交付申請額に係る金額の訂正はできませんので、書き損じた場合は新しい用紙に書き直してください。

リース事業者、リース先それぞれ同意欄にチェックしてください。

貸与料金の算定根拠明細書

対象設備		電気自動車	
リース期間 (月数)		60	月
補助金額	市補助金 (a)	50,000	円
	国等の補助金 (b)	550,000	円
	合計 (c) ((a) + (b))	600,000	円
リース料 (※)総額	補助金なしの場合 (d)	3,236,940	円
	補助金ありの場合 (e)	2,636,520	円
	差額 (f) ((d) - (e))	600,420	円

補助金なしの場合と補助金ありの場合のリース料総額の差額 (f) が、補助金額合計 (c) 以上であること。
(c) 600,000円 ≤ (f) 600,420円

※前払金を含む税金額

(注意事項)
 ・補助金ありの場合のリース料総額 (e) 又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後又は入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
 ・補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額 (f) が、補助金額合計 (c) 以上であること。
 ・市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
 ・リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。